

熟田津山岳倶楽部会則

平成 17 年 12 月 1 日 改訂 1

平成 28 年 1 月 21 日 改訂 2

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、「熟田津山岳倶楽部」と証する。

(目的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦と健康増進を目的とし、自然保護に努め教養と品位を重んじる。

(事務局)

第 3 条 本会の事務局は松山市内におく。

第 2 章 会 員

(会員の資格)

第 4 条 本会は、本規約を承認の上、当会が適格と認めた者をもって会員とする。

(会員の義務)

第 5 条 会員はつぎの義務を果たさなければならない。

1. 会員はスポーツ保険に加入しなければならない。
2. 会員は規約を厳守し、協力しなければならない。
3. 会員は定例会に進んで出席するように努めなければならない。

(会員の入退会)

第 6 条 入会は登山ができ、会の運営に賛同できる者。

第 7 条 会員は次の場合に退会するものとする。

1. 退会の届出
2. 規約を乱し、非協力であり、会員として不相当と認め、会で除名の決議があった場合、

第 3 章 役 員

(役員の選任及び任務)

第 8 条 本会に次の役員をおく。

- | | | |
|---------|-----|--------------------|
| 1. 会長 | 1 名 | 橘 健 司 |
| 2. 事務局 | 1 名 | 竹 内 孝 和 |
| 3. 安全委員 | 2 名 | 栗 田 孝 和
広 藤 隆 則 |

第 9 条 役員は、総会において会員のうちから選任する。

第 10 条 役員の任務、責任は次の通りとする。

1. 役員の任務は、定例会の行事を円滑に運営すること。
2. 役員は、行事の事故について一切の責任を負わない。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年(毎年1月～12月)とする。任期途中において選任された役委員の任期は前任者の任期とする。

(定例会)

第12条 定例会は次の通りとする。

1. 原則として、月一回とする。第2日曜日をあてる。
2. 原則として、会員のみで行う。

第13条 定例会の実行に際して。

1. 事務局 定例会の計画、連絡
2. 安全委員 気象、登山技術、安全技術の教育及び指導

第4章 会 議

(総会)

第14条 総会は毎年1回、12月に開催する。

(総会での決議事項)

第15条 総会は本規約に定めたもののほか次の事項を議決する。

1. 定例の行事(定例会の登山計画)
2. 新年度役員(2年に1回)
3. 規約の改正、本会の解散
4. 総会出席者の動議
5. 事項その他本会運営の基本事項

(会議の成立)

第16条 総会は会員の過半数以上の出席によって成立する。

(会議の議決)

第17条 総会及び役員会は出席者の過半数の同意を必要とする。但し、可否同数の場合は会長が決する。

第5章 会 計

(会費)

第18条 会費は次の通りとする。

1. 年会費 2,000 円 (スポーツ安全保険費に充当する。)
2. 定例会において必要経費を参加者の均等割りとする。
 - A 車両使用料、1台つき 2,000 円
 - B 燃料費は距離に応じて、また、高速代は実費
3. その他本規約にさだめない事項については、参加者の合意で決定する。
4. 会計監査は原則行わない。
3. 原則として、会員のみで行う。